

宅地造成等規制法に基づく 排水施設に関する基準等の一部改定について

1 趣 旨

現在、「宅地造成の手引」に掲載をしています「工事の変更等」、「排水施設に関する基準」について、法の趣旨を踏まえ、次のとおり一部改定しました。

2 改定の概要（施行日：平成 29 年 4 月 1 日）

(1) 工事の変更等（新旧対照 1 ページ）

造成主又は設計者の変更を行う場合、それぞれの承諾書を求めていましたが、造成主の変更の場合は承諾書を不要とします。

(2) 排水施設に関する基準（新旧対照 1 ページ）

鉛直又は鉛直に近い崖面となる鉄筋コンクリート造等の擁壁の下端の排水施設の設置基準を明確にします。